

鹿島郡の古印

Ancient Seals Found in Kashima County

瓦吹堅

はじめに

①鹿島郡と鹿島神宮

②鹿島郡内の古印

③古印の検討

おわりに

【論文要旨】

茨城県内の古印は、伝世品・出土品などを合せて5点が知られている。このうち、孝徳天皇大化五年(649)年に下総国海上郡と常陸国那賀郡の一部が分割されて郡として設置された鹿島郡(『常陸國風土記』)内には2点の古印が知られている。その2点とは、鹿島神宮所蔵の伝世品「申田宅印」と鹿島郡衙に比定されている神野向遺跡出土の「福」であり、この小論はこれらに焦点をあて、2点の帰属について考察したものである。

鹿島郡は7世紀代の建郡とされるが、鹿島神宮についても郡内の天之大神社・坂戸社・沼尾社を併せて香島天之大神としたとあり、その後、東国平定の内面的な拠点としての重要な地位を確立していく。

神宮に所蔵され、光仁天皇の奉納と伝えられる神印(「申田宅印」)は、神職補任の際に補任符に使用されたという。しかし、現存する神職補任符は天文21年以降のものであり、他の寺社印と比較しても小型品である。また、「宅印」は、「郡印」・「倉印」などと同じように帰属する機関や部署を表すもので、神戸田地の意味と考えられる「申田」と合成されて、鹿島神宮直属の稻等の収穫物を収納・保管する付属施設の印章である可能性が高いと考えられる。鹿島神宮の後背地と考えられる北側台地上の厨台遺跡群から、「申田」と刻書された紡錘車が出土したこと、その可能性がより高いものであるものと想定される。また「福」は、鹿島郡衙の厨域より出土したものであるが、郡の財産の出納を管理する役職機関に関わる印章と考えられる。